

総社市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 2 9 号

総社市契約規則の一部を改正する規則

総社市契約規則（平成 1 7 年総社市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（入札保証金） 第 7 条 競争入札に参加しようとする者は、入札前までにその者の見積る金額（<u>公有財産売却システム（インターネットの利用により公有財産及び物品の売払いの手續を効率的に行うことができる情報処理システムとして市長が指定するものをいう。以下同じ。）による競争入札の場合は、当該競争入札における予定価格</u>）の 1 0 0 分の 5（山林、立木その他の物件売却にあつては、1 0 0 分の 1 0）以上の入札保証金を納付しなければならない。 2 ～ 5 略 （予定価格の決定等） 第 9 条 市長の委任を受けた者は、競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を作成しなければならない。 2 及び 3 略 <u>4 第 1 項の規定により作成された予定価格を記載した書面は、これを封書</u>	（入札保証金） 第 7 条 競争入札に参加しようとする者は、入札前までにその者の見積る<u>契約金額</u>の 1 0 0 分の 5（山林、立木その他の物件売却にあつては、1 0 0 分の 1 0）以上の入札保証金を納付しなければならない。 2 ～ 5 略 （予定価格の決定等） 第 9 条 市長の委任を受けた者は、競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を<u>封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。</u> 2 及び 3 略

改 正 後	改 正 前
<u>にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、公有財産売却システムによる競争入札の場合は、入札執行前にその予定価格を公表することをもって、これに代えることができる。</u> (入札の特例) 第 1 1 条の 2 電磁的方法（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。）による入札<u>及び公有財産売却システムによる入札</u>については、前条及び次条の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。	(<u>電磁的方法による入札</u>の特例) 第 1 1 条の 2 電磁的方法（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。）による入札については、前条及び次条の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。